

近世後期における石見国安濃郡志学村富屋・富久屋の金融業について

鳥谷 智文

はじめに

石見国安濃郡志学村は、石見銀山附御料であり、文化十四年（一八一五）に著された『石見八重葎』によると東は出雲国、南は加刺村、西は久保村、北は三瓶山に囲まれ、石高五五九石五斗一升三合、産物として志学蕪・久邊芹・わらび・うどなどがある<sup>1)</sup>。

この村に居を構えていた梶谷家の一家系が富屋である。松尾登氏によると、富屋は増屋（梶谷宗家）三代目甚左衛門（宝暦六年（一七五六）没）の弟吉右衛門が分家したものである。また、富久屋は、富屋三代目吉右衛門（文政八年（一八二五）没）の弟亀左衛門が分家した家である。梶谷家はその他に富屋から分家し、飯石郡の赤名に居を構えた富屋もあった<sup>2)</sup>。

松尾氏は、富屋における近世中期以降の財産増の背景について金融業をあげている。同氏は、寛延く天明期（一八世紀中期く後期）における松江藩、広瀬藩への大名貸についても指摘している<sup>3)</sup>。

また、江面龍雄氏は、天明期の富屋について、「記録」<sup>4)</sup>より「手前はかし方せうばい二候」、「御役人所内ニも吉右衛門・亀左衛門両人臈肩候方もこれ有」とあることから、金融業を営み、代官あるいは代官所役人と通じた実力者である点を指摘している<sup>5)</sup>。

本稿では、先学の研究成果をふまえ、志学村に居を構えた富屋、富久屋による貸付関係の史料を紹介し、当家の金融業の一端を示す。な

お、本稿で主に利用した史料の翻刻を本論の最後に掲載し、史料番号を付記する。本文中に記載した史料番号は、後掲翻刻史料の番号である。

一 富屋における松江藩領神門郡への貸付

延享く宝暦期において、神門郡の村々に増屋、富屋が貸付を実施していたことは既に知られている<sup>6)</sup>。

富屋は、神門郡を本拠地として鉄山経営を展開していた鉄師田儀櫻井家への貸付も行っていた。以下、貸付にいたる状況を述べる。

文化九年（一八一二）六月に認められた「乍恐奉願御事」<sup>7)</sup>によると、「神門郡宮本御飯治屋之儀ハ先年可部屋幸左衛門代家業不指引ニ付、御公物并ニ他借銀莫太差重り尤難渋至極ニ仕、相統茂千萬無覚速心配仕候」とあり、田儀櫻井家は幸左衛門の時代に経営が難渋していた。幸左衛門は、安永く天明期にかけて田儀櫻井家の当主であった<sup>8)</sup>。

「天明四辰九月鉄山困窮拝借願書付之扣」<sup>9)</sup>によると、安永九年（一七八〇）に幕府によって設置された鉄座の影響による鉄価格の急激な下落などが背景にあったようである<sup>10)</sup>。このような経営難により、天明五年（一七八五）幸左衛門死後、「不軽御公物引負諸家督御取上ケ被仰付断絶仕候、然処大勢召抱之宗門附人別飢餓ニおよひ候仕合、十方ニ暮色々御歎申上候得者、御恵を以左」<sup>11)</sup>津目村勝太郎、奥田儀村熊太郎名目ニ而被仕入、鑪・飯治屋吹方相統被仰ケ成吹統罷在申上候<sup>12)</sup>とあるように、諸家督が取り上げられ仕入となり、佐津目村勝太郎、奥田儀村熊太郎名目で鉄山経営を行った。その後も「小太郎儀卯年猶又手代共之取扱斗ニ而行届不申上候ニ付、私甥六郎兵衛引越内分取引

仕居候処、鉄直段弥増下直ニ相成、殊之外難洪仕候央、十一ヶ年以前成二月同人儀病死仕、跡取調見申上候得ハ、先幸左衛門代御公物余程之儀、其上他借不少銀高二而御公物等返上可仕手段無御座、家業退轉仕、誠召抱置候宗門付人別三百余人之者共不殘離散仕、露頭ニ相立候ニも外致方無御座必至之場ニ罷成、苦々敷奉存候ニ付而、親類とも方乍恐御願申上候得者、類別之慈悲を以拾年以前鉄師頭取名目を以御鑪・鍛冶屋吹方被為仰付<sup>12</sup>とあり、鉄直段の下落、幸左衛門代の公物、他借の未返上が背景となつて家業が退轉し、親類の願いにより、享和三年（一八〇三）、松江藩は田儀櫻井家を鉄師頭取名目での「御鑪・鍛冶屋吹方」とした。いわゆる「主法入」であり、この方策により鉄山経営の再建をめざしたのである。

前述の「乍恐奉願御事」は、文化九年（一八一二）が「御主法当年明」となるため、「追年数」を願ひ出た願書である。なぜ「主法」の延長を願ひ出たのか、その背景として同史料では「今御手放れニども相成候而ハ石州懸り合有之候者ども并ニ御国内掛り合之者共迄及折鑑候様罷成申上候而ハ、鑪・鍛冶屋相続之儀ハ勿論、又及潰候儀ハ眼前ニ奉存候、扱又小太郎儀漸々当年十八才ニ相成、いまた若年ニ御座候得ハ、旁々以甚手薄く難洪至極之儀ニ奉存候間、あこきの御願奉存入候得共、今暫内是迄之通御主法御鑪・鍛冶屋ニ被為仰付被下置候ハ、小太郎并手代共一統申合實意を以相働き、万物元入等取縮メ費ケ間敷儀不仕、少し成共出目銀餘分出來候様仕、御上納銀無間違急度御皆納可仕候」とあるように、主法明けとなれば、石州や国内の掛り合の者たちによる借銀返済要求が実施され、再び経営難に陥るためであった。前述の「乍恐奉願御事」では、「先年幸左衛門代石州所々方借用仕候

銀子余程打捨居候ニ付、既ニ当夏富屋吉三郎方古借之分為折鑑、大森御添翰持参差出し候」とある。すなわち、石州から銀子を貸し付けた者のうちに富屋がいたのである。しかも、文化九年にいたつて早速返済を求めているのである。

では富屋は田儀櫻井家にどれだけ貸し付けていたのであるか。また、文化九年にいたつて田儀櫻井家とどのような遣り取りがなされたのであるか。その一端を知る史料が「神門郡宮本屋石州懸合一件請書附入 鉄師頭取可部屋勘左衛門」と記された袋に入っていた四点の史料、すなわち「文化九申四月 石州志学富屋吉三郎方差出候願書写シ」（史料一）、「申四月 石州富屋吉右衛門方借用銀證文并手紙写」（史料二）、「文化九申四月 石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江貸銀元利銀目録」（史料三）、「文化九申四月 石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江古借懸合返答書」（史料四）である<sup>13</sup>。

「文化九申四月 石州志学富屋吉三郎方差出候願書写シ」（史料一）では、文化九年（一八一二）に富屋が田儀櫻井家への貸銀未返済分返納について愁訴した願書の写しである。相手方の小太郎が松江藩領であり、加えてその当時鉄山経営は「主法入」となっているため、松江藩役所宛となっている。史料一によると、天明二年（一七八二）六月までに田儀櫻井家は富屋彦左衛門（吉三郎祖父）より、銀二五貫二四三匁四分を借用していることがわかる。

天明二年（一七八二）には「覚」（史料二一）が田儀櫻井家から富屋へ出されている。同史料では前述の借用銀の内、一五貫目については「銀子差支返済仕候へ者商賣之障ニ相成」とのことで、広瀬領飯石郡長谷村の殿敷庄右衛門が仲介となつて「年中老割半利を付割込ミ

表1 文化9年(1812)における富屋からの貸付銀元利(貫・匁・分・厘)

| 年   | 月 | 元銀      | 利銀         | 元利合計       | 備考                     |
|-----|---|---------|------------|------------|------------------------|
| 天明4 | 3 | 1.606.2 | 6.585.4.2  | 8.191.6.2  | 天明4年3月～天明8年3月、328ヶ月分利足 |
| 天明5 | 3 | 3.606.2 | 14.244.4.9 | 17.850.6.9 | 316ヶ月分利足               |
| 天明6 | 3 | 3.606.2 | 13.703.5.6 | 17.309.7.6 | 304ヶ月分利足               |
| 天明7 | 3 | 3.606.2 | 13.162.6.3 | 16.768.8.3 | 292ヶ月分利足               |
| 天明8 | 3 | 3.606.2 | 12.621.7   | 16.227.9   | 280ヶ月分利足               |
| 天明4 | 3 | 5.000   | 24.600     | 29.600     | 328ヶ月、1ヶ月1歩半の利足        |
| 合計  |   | 21.031  | 84.917.8   | 105.948.8  |                        |

出典:「石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江貸銀元利銀目録」(史料3)(櫻井家文書)

しかし、文化九年(一八一二)四月の段階では、「文化九申四月 石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江貸銀元利銀目録」(史料三)および表1に示したように、未返済の貸銀は、天明四〜同八年まで、元銀、利足を合計して一〇五貫九四八匁八分にまで膨れ上がっていた。

ニノ当寅方申込七ヶ年之間一ヶ年ニ書面之銀子三貫六百六匁分ツ、毎年十一月廿日切無滞急度返済可仕候」と、天明二〜同八年の七年間に三貫六〇六匁二分を十一月二〇日切で返済することになったのである。この段階で、天明二及び三年については「此分済」とあり、返済が完了している。天明四年については「此分別錢證文入」とある。これは天明四年十二月に交わされた借用證文「借用申銀子之事」(史料二一三)のことである。これは丁銀三貫六〇六匁二分を「巳三月切月壹歩半加利足」として借用することとなっている。

また、田儀櫻井家は天明四年十二月に「借用申銀子之事」(史料二一二)として、丁銀五貫目を「来巳六月切月壹歩五朱之加利足」で借用している。

その後、天明八年(一七八八)十二月には、「式貫目相渡候節吉右衛門方遣し候書状之写し」(史料二一四)、「添證文之事」(史料二一五)にあるとおり、銀式貫目を返済している。

さて、文化九年(一八一二)四月に富屋吉三郎が田儀櫻井家小太郎に借銀の返済を求めてきた理由の一つには、「文化九申四月 石州志学富屋吉三郎方差出候願書写し」(史料一)によると、「大森御役所凶年手當テ御貸附利銀漏七拾貫目余奉願置候分有之、去年中身上相尋候ニ付而右銀上納可致旨被仰渡嚴敷御催促有之奉恐入候得共、何分公納引当テ無之、雲州奥田儀村小太郎江貸渡銀多分有之ニ付御添翰被成下候ハ、松江様御役所へ相願、右銀受取御上納可仕旨申上」とあるように、大森代官所からの凶年手當で貸付利銀の上納にあてためであった。

このような富屋吉三郎からの貸銀返済催促に対し、田儀櫻井家小太郎は「文化九申四月 石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江古借懸合返答書」(史料四)を鉄師頭取可部屋勘左衛門を経由して松江藩に提出している。

そこには、富屋からの借銀に触れつつ、「然處卯年凶年其上鉄銚直段格別下直へ相成等之身上上行詰り必至難渋罷在候、夫式拾八年以前巳七月幸左衛門病死仕、其跡取調御座候處、公物百貫目余引負無據及潰諸家督御取上ケニ相成、家名断絶仕、其外他借銀式百五拾貫目余引負候分不殘惣方共ニ損分懸候程之儀ニ而家業退転仕、古代方召抱居候鈿宗門付三百余人之者共路頭ニ相立候様罷成、其上山中筋ニ鉄山無之而者小百姓共作間之持無之難渋仕候趣村々方御愁訴申出候ニ付、格別之御恵を以鈿・鍛冶屋共上御仕入ニ而吹方被仰付傳十儀漸々手代并ニ被召遣候儀者吉右衛門方ニも悉承知罷在候」とあるように、天明三年(一七八三)の凶作、すなわち天明の飢饉と、鉄銚価格の下落、すなわち安永九年(一七八〇)九月大坂で設置された鉄座の影響による鉄

価格の暴落、そして天明五年（一七八五）七月には幸左衛門の病死など多難の情勢を極め、公物の未上納、他借の未返済により、家督を取り上げられ、家業退転し、召抱者三〇〇人や作間稼ぎに従事する小百姓は難渋を極め、その対策として、前述したように天明五年（一七八五）から「御仕入」となり、田儀櫻井家当主は「傳十儀漸々手代并」となったことを強調している。そして、「委細前書ニ申上候通先年及潰二候節、所持家財不殘公物之方へ御取上ケ被遊、其後鈔之儀者上御仕入ニ相成私儀者手代并ニ而相勤候身分何を以勘定之筋相立可申手段無御座候」とあり、家財を取り上げられた「手代并」では返済は不可能であることを述べ、「乍此上何卒御慈悲を以家業相続仕候迄拂方之儀見合呉候様被為仰付被下候様幾重ニも宜敷御願被仰上可被下候」とあり、返済は見合わせてほしいことを歎願している。

返済を延引する手段の一つが、文化九年六月に認められた前述の「乍恐奉願御事」で記載されている「御主法当年明年月ニ相当り候ニ付追年数願」であろう。

結局松江藩は、同年十二月、田儀櫻井家の願い出を聞き入れた。「御許容被為仰付候免状之写し」<sup>14</sup>では、「当時御手難ニ相成候而者必至之難渋ニ相成候段、願之趣無余儀事ニ付而今暫之中是迄之御主法入ニ被成遣度旨申達候」とあるように、今暫くの「御主法入」を認めたのである。この後富屋からの借銀返済要求について、その結末は管見の限り史料を把握できなかったが、おそらく松江藩は「主法」を田儀櫻井家に適用することにより、富屋からの愁訴を退けたのではないかと推測される。

## 二 富久屋における広瀬藩領への貸付

本節は、富久屋の広瀬藩領への貸付について考察する。富久屋は、前述したように富屋の分家であり、富屋と同様に金融業を営んでいた。富久屋の金融業について、その一端をうかがうことのできる史料に「安濃郡志学村亀左衛門方広瀬領雲州村々江貸銀一件添状願」<sup>15</sup>がある。本史料は袋になっており、中には六点の史料があった。本節では、富久屋の金融業の状況をこの史料で示す。以下特に断らない限り、本史料所収の史料である。

文化三年（一八〇六）八月に富久屋亀左衛門が広瀬藩役所及び大森代官所へ宛てて認めた「乍恐以書付奉愁訴候」（史料五）では、「私儀近來身上不如意」とあり、亀左衛門の経営が窮迫したことがわかる。よって、「石州御役所拝借銀夥數相高、返上納手段無之候ニ付御願申上候処、格別之思召を以、御陣屋元重立候もの共江取しらべ被仰付石州御料内村々貸銀之分ハ、此度不殘濟方被仰付、右銀并二家財等売立返上納ニ指上」とあり、石州領内の村々への貸銀は「御陣屋元重立」の協力により全て返済された。

しかし、「然ル処御領内村々別紙名前之向々江追々貸銀有之候ニ付、度々催促仕候得共、一向訳立不申畢竟御隣国ニ罷在別而御厚恩奉請候、私右躰之御願申上候段、甚以恐入候得共、前書ニ申上候通、必至手詰ニ罷成無抛奉願上候」とあるように、隣国の広瀬藩領への貸銀については、催促をするが返済には至らず、この度返済を広瀬藩役所を通して要求しているのである。

では、広瀬藩領の村々にどれだけ未返済の貸銀・銭があるのであるうか。表2によると、文化三年（一八〇六）段階で銀九貫四三三匁余り、

表2 文化3年時亀左衛門広瀬領村々貸付金額

| 村名   | 人数(人) | 金額       |        |
|------|-------|----------|--------|
|      |       | 銀(匁.分.厘) | 銭(貫.文) |
| 志津見村 | 2     | 2.1.0    | 2.507  |
| 頓原村  | 2     | 233.1.1  | 0      |
| 八神村  | 10    | 81.0.3   | 2.346  |
| 畑村   | 2     | 8.3.2    | 0      |
| 上赤名村 | 1     | 27.5.0   | 0      |
| 赤名町  | 3     | 527.1.3  | 0      |
| 角井村  | 12    | 786.8.5  | 16.176 |
| 来嶋村  | 1     | 1.6.2    | 0      |
| 広瀬   | 1     | 116.1.5  | 0      |
| 布部村  | 1     | 7649.2.6 | 0      |
| 東比田村 | 1     |          |        |
| 安来町  | 1     |          |        |
| 合計   | 37    |          |        |

出典:「雲州広瀬領村々貸方人別書上帳」(熊谷家文書)

註1:表記載の銀高合計は、史料に記載されている額を示した。実際の計算では、9貫433匁7厘となる。

註2:史料では、「外」として広瀬銭方役所への貸銀2貫166匁6分6厘6毛が計上されている。

名町などがあげられる。また、広瀬銭方役所へは二貫一六六匁六分六厘六毛の未返済があった。表3は、文化三年における広瀬銭方役所を除いた村々の借主ごと未返済額を示した。前述の田儀櫻井家と比較すると少額であることがわかる。借主は、個人のみならず寺もあつた。こ

の中で比較的

高額の借受であつた。

「雲州廣瀬領貸方証文写」(史料六)では、主たる借用証文の写しが認められている。前述した家嶋傳吉・岩佐屋忠左衛門・赤崎屋嘉平次への借銀は寛政四年(一七九二)十二月のことであり、丁銀三貫目(銀七貫六四九匁二分六厘)であつた。利足は「年壹割五朱」として

借用の理由は「御公納指支」であり、「此銀返済之儀者當子方八ヶ年目未暮元銀ヲ以無間違返弁可仕候」という契約であつた。貸し付けたのは富久屋亀左衛門と富屋吉左衛門の兩人であつた(史料六一)。

また、広瀬藩銭預方役所への貸付は、寛政九年(一七九七)十二月のことであつた。銀高は三貫六〇〇目であり、寛政十年(一七九八)文化八年(一八一二)の一四年間に一ヶ年銀六六六匁六分六厘六毛宛の返済で、文化九年(一八一二)に銀二貫一六六匁六分六厘六毛を返済する契約であつた(史料六一二)。文化三年(一八〇六)に認められた「雲州広瀬領村々貸方人別書上帳」には、

「外  
一 銀式貫百六拾六匁六分六厘六毛  
是ハ広瀬銭方役所預銀来ル申暮可請取約速之証文

「雲州広瀬領村々貸方人別書上帳」(熊谷家文書)と記載されており、本証文に記載されている文化九年返済の金額と同額であることがわかる。

飯石郡角井村の貞(定)右衛門は、寛政四年(一七九二)十二月、「御年貢方指支」のため丁銀一〇〇目(銀五〇四匁五分)を「月壹割

表3 亀左衛門広瀬領村々貸付先・貸付金額・差付先からの未返済理由

| 貸付件名<br>番号 | 村名   | 貸付先名(人別番号)  | 金額       |        | 未返済の理由書  | 未返済の理由    | 貸付形態         | 備考                                      |
|------------|------|-------------|----------|--------|--|-----------|--------------|---|
|            |      |             | 銀(匁.分.厘) | 銭(貫.文) |  |           |              |   |
| 1          | 志津見村 | 森右衛門(1)     |          | 2.507  | 此分以前錢三百文借用之由、然<br>処極難ニ付当時速ニ返弁之手段<br>無之旨歎出候   | 極難        | 六年跡西<br>暮勘定詰 |   |
| 2          | 志津見村 | 定(貞)右衛門(2)  | 2.1.0    |        | 此者六七年茂以前相果外親類茂<br>無之旨申出候   | 死亡、親類無    | 売掛           |   |
| 3          | 頓原村  | 甚六(3)       | 231      |        |  |           | 六年跡西<br>暮勘定詰 |   |
| 4          | 頓原村  | 喜太郎(4)      | 2.1.1    |        | 此者取調未行届  | 取調未行届     | 売掛           |   |
| 5          | 八神村  | 喜右衛門(5)     |          | 2.346  | 此名前者八神村ニ無之候  | 同村にいない    | 拾ヶ年跡<br>已勘定詰 |   |
| 6          | 八神村  | 次(治)郎右衛門(6) | 14.5.0   |        | 此分下地少々買掛り不足有之上<br>塩式俵買取候由之所、至而難決<br>ニ付是迄及不埒、当時速ニ返弁<br>六ヶ數年賦等ニ相断度歎出候                                    | 極難        | 売掛           |   |
| 7          | 八神村  | 甚右衛門(7)     | 5.3.0    |        | 此分亡父甚右衛門儀龜左衛門方<br>商売先品物取次充立不足之由、<br>然処勝右衛門儀極難ニ付返弁之<br>手段無之及断度由、左様茂不相<br>成候ハ、年賦等ニ相断度歎出候                 | 極難        | 売掛           | 悴勝右衛門、<br>甚右衛門儀<br>龜左衛門方<br>商売先品物<br>取次 |
| 8          | 八神村  | 慶雲寺(8)      | 27.6.5   |        | 此分先住玄風買掛り不足ニ可有<br>之由、然処右玄風拾五年前松<br>江領神門郡今市円明寺へ移転罷<br>在候間、あノ方江掛合有之候而可<br>然旨申出候                          | 先住玄風へ掛合   | 売掛           |   |
| 9          | 八神村  | 次(治)右衛門(9)  | 2.5.0    |        | 此分借用ニ相違無之旨、然処貧<br>窮ニ付速ニ返弁之手段無之、依<br>之年賦ニ相断度歎出候   | 貧窮        | 売掛           | 次右衛門事<br>喜平太                            |
| 10         | 八神村  | 又十(郎)(10)   | 8.5.5    |        | 此分借用ニ相違無之旨、然処貧<br>窮ニ付速ニ返弁之手段無之、依<br>之年賦ニ相断度歎出候   | 貧窮        | 売掛           |   |
| 11         | 八神村  | 園右衛門(11)    | 3.7.2    |        |  |           | 売掛           |   |
| 12         | 八神村  | 源七(12)      | 6        |        | 此分借用ニ相違無之旨、然処貧<br>窮ニ付速ニ返弁之手段無之、依<br>之年賦ニ相断度歎出候   | 貧窮        | 売掛           |   |
| 13         | 八神村  | 弥七(13)      | 10.8.1   |        | 此者買掛り不足致候覺無之旨申<br>出候、尤同村大谷与申所二七八<br>年以前鍛冶屋有之候処、右鍛次<br>屋抱之者之内弥七与申者有之<br>由、其者者当時者居不申由申出<br>候             | 不在        | 売掛           | 弥七八神村<br>大谷の鍛冶<br>屋抱者                   |
| 14         | 八神村  | 勘右衛門(14)    | 2        |        | 此分借用ニ相違無之旨、然処貧<br>窮ニ付速ニ返弁之手段無之、依<br>之年賦ニ相断度歎出候   | 貧窮        | 売掛           | 勘右衛門事<br>平四郎                            |
| 15         | 畑村   | 弥惣(三)太(15)  | 6.5.6    |        | 此者去ル亥年致出奔帳外  | 享和3年出奔帳外  | 売掛           |   |
| 16         | 畑村   | 祐吉(16)      | 1.7.6    |        | 此分借用ニ相違無之旨、然処祐<br>吉儀龜左衛門方ニ而馬之血を取<br>候賃錢三ヶ年分未夕受取不申由、<br>右賃錢ニ而立用可致旨申出候                                   | 賃錢にて立用    | 売掛           |   |
| 17         | 上赤名村 | 惣左衛門(17)    | 27.5.0   |        | 此者先年身代取上ヶ村替申付候<br>者故、当時申付方無之候  | 先年身代取上ヶ村替 | 売掛           |   |
| 18         | 赤名町  | 半右衛門(18)    | 325.5.6  |        | 此分借用ニ相違無之旨、尤半右<br>衛門儀紺屋職致候ニ付、亀左衛<br>門染代不足も有之、尚又志儀取<br>引茂有之候間、相對筋ニ付可申<br>旨申出候                           | 相對筋に付可申   | 貸銀           | 紺屋職                                     |
| 19         | 赤名町  | 半右衛門(18)    | 63.1.2   |        | 同上   |           | 売掛           | 紺屋職                                     |
| 20         | 赤名町  | 万兵衛(19)     | 110.4.0  |        | 此分年々買掛り不足勘定詰有之<br>由、尤此内石州小原町吉兵衛与<br>申者引負茂有之候由何連万兵衛<br>儀勝手向不如意ニ付速ニ返弁<br>六ヶ數候間、亀左衛門方細工等<br>為致候ハ、相動済度旨申出候 | 勝手向不如意    | 貸銀           |   |

|    |      |             |          |       |   |                 |    |              |
|----|------|-------------|----------|-------|---|-----------------|----|--------------|
| 21 | 赤名町  | 西藏寺(20)     | 28.0.5   |       | 此分先住教忍買掛り不足与相見へ候所、教忍儀不埒之筋も有之既ニ先年致出奔候者故其後教忍致不埒候先々方追々申込候得共、一円及断ニ候旨申出候                         | 先住教忍出奔          | 売掛 |              |
| 22 | 角井村  | 三郎(21)      | 6.0.4    |       | 此分相違無之旨申出候  |                 | 売掛 | 三郎事与七        |
| 23 | 角井村  | 三郎(21)      |          | 1.647 | 此分去寅九月廿五日当人亀左衛門方江罷越及掛合候所、拾七年以前与七親共銭貳百文借用元利ニ而如斯之由亀左衛門申聞候旨申出候                                 | 不覚              | 貸銭 | 三郎事与七        |
| 24 | 角井村  | 利平次(22)     |          | 7     | 此分以前四貫文借用之所、追々勝手向不如意ニ相成返弁及不埒候由、当時者居家茂売払漸日雇拵ニ而致渡世候ニ付、至而極難返弁之手段無之旨歎出候                         | 勝手向不如意          | 貸銭 |              |
| 25 | 角井村  | 利平次(22)     | 0.7.2    |       | 此分致借用候覚無之ニ付、則当人亀左衛門方江罷越及掛合候所、亀左衛門方此方帳面ニ相記シ有之故書出由、何分其筋可申達旨相答候段申出候                            | 不覚              | 売掛 |              |
| 26 | 角井村  | 源四郎(23)     |          | 3.551 | 此分借用ニ相違無之旨然所極難其上病身ニ付返弁之手段無之旨願出候   | 極難、病身           | 貸銭 |              |
| 27 | 角井村  | 文左衛門(24)    | 2.0.5    |       | 此分年月不覚亀左衛門下代藤五郎与申者催促ニ罷越相払候由、尤受取書者不取置旨申出候  | 催促に付支払済、受取書不取置  | 売掛 |              |
| 28 | 角井村  | 茂八(25)      | 11.7.0   |       | 此分借用ニ相違無之旨、然処至而極難ニ付、当時返弁之手段無之旨歎出候   | 極難              | 売掛 |              |
| 29 | 角井村  | 祐蔵(26)      | 1.9.0    |       | 此分八九年も以前正月亀左衛門方江持参相払候由、尤織之買掛り故受取書者不取置旨申出候   | 支払済、少額のため受取書不取置 | 売掛 |              |
| 30 | 角井村  | 傳右衛門(27)    | 8.2.0    |       | 此分借用ニ相違無之旨、然処至而極難ニ付、当時返弁之手段無之旨歎出候   | 極難              | 売掛 |              |
| 31 | 角井村  | 五郎右衛門(28)   | 3.2.0    |       | 此者夫婦共相果外親類無之旨申出候  | 死亡、親類無          | 売掛 |              |
| 32 | 角井村  | 久左衛門(29)    | 235.3.8  |       | 此分兄定右衛門難洪ニ付亀左衛門江銀子借用相願候得共、承知無之無抛文左衛門名前を以借用実者定右衛門江口入之由、然所定右衛門者勿論文左衛門儀勝手向至而難洪ニ付、当時速ニ返弁六ヶ敷旨歎出候 | 勝手向不如意          | 貸銀 | 角井村久左衛門事文左衛門 |
| 33 | 角井村  | 久左衛門(29)    |          | 3.978 | 此分以前室札八匁借用之由、前段之通難洪之段歎出候  | 勝手向不如意          | 貸銀 | 角井村久左衛門事文左衛門 |
| 34 | 角井村  | 定(貞)右衛門(30) | 504.5.0  |       | 此分拾四五年以前銀百目借用之由、然処追々勝手向不如意其上家内病人多、誠ニ当時潰同様ニ付年貢等茂引負候旨、尤少々田地致所持候得共、質物等ニ差入旁今日之営茂六ヶ敷甚難洪之旨申出候     | 勝手向不如意、家内病院多    | 貸銀 |              |
| 35 | 角井村  | 伴助(31)      | 2.9.5    |       | 此者石州津和野辺之者之由、角井村江細工ニ罷越居候事も有之候処、七八年以来同村ニ居不申由申出候  | 不在              | 売掛 |              |
| 36 | 角井村  | 法林寺(32)     | 10.2.1   |       | 此分亀左衛門方外取引も有之候間、相對筋付可申旨申出候  | 相對筋に付可申         | 売掛 | 角井村木挽        |
| 37 | 来嶋村  | 市若(33)      | 1.6.2    |       | 此者取調未行届   | 取調未行届           | 売掛 |              |
| 38 | 広瀬   | 藪太平(34)     | 116.1.5  |       | 此者手下違ニ付、其手筋役人江申送置候  | 手筋役人江申送         | 売掛 |              |
| 39 | 布部村  | 家嶋傳吉(35)    |          |       | 傳吉名跡順左衛門、名跡忠左衛門取調申付候処、兩人親代之儀ニ付不相分旨可申立、尚又吟味申付置候処、未行届   | 親代之借銀に付不相分      | 貸銀 |              |
| 40 | 東比田村 | 岩佐屋忠左衛門(36) | 7649.2.6 |       |   |                 |    |              |
| 41 | 安来町  | 赤崎屋嘉平次(37)  |          |       | 松江領安来町住人  |                 |    |              |

出典:「雲州広瀬領村々貸方人別書上帳」、「人別申口書付」(熊谷家文書)

五朱」の利足で借用している(史料六一三)。

同村久左衛門は、寛政八年(一七九一)十二月に米三俵(銀二三五匁三分八厘)、「年中耆割五朱」の利足で借用を願ひ出ている(史料六一四)。本願書は「雲州飯石郡角井村御蔵方定右衛門」の加判により富久屋龜左衛門へ差し出されている。貞(定)右衛門と久左衛門の關係は後述する。

以上の貸方証文は、全て寛政期であった。この時期の貸銀が文化三年(一八〇六)まで未返済となつている。

さて、表3では、借銀・銭未返済額とともに未返済理由を示した。未返済の理由としてあげられる大半が、「極難」、「貧窮」、「勝手向不如意」であった。

「人別申口書附」には、家嶋傳吉他二名の未返済理由にも触れられている。同史料には「傳吉名跡順左衛門、名跡忠左衛門取調申付候処、兩人親代之儀ニ付不相分旨可応申立、尚又吟味申付置候処、未行届」とあり、親代の借銀により分ならず、吟味も行き届かなかったとされている。

また、貞(定)右衛門借用未返済分五〇四匁五分については、「人別申口書附」には「此分拾四五年以前銀百目借用之由、然処追々勝手向不如意其上家内病人多、誠ニ当時潰同様ニ付年貢等茂引負候旨、尤少々田地致所持候得共、質物等ニ差入旁今日之菅茂六ヶ敷甚難渋之旨申出候」とあり、経営難及び病人の発生などを理由にあげている。

そして、久左衛門へ貸し付けた米三俵(銀二三五匁三分八厘)については、

「貸銀

(角五)  
同 村久左衛門事

一同式百三拾五匁三分八厘

(文左衛門)  
同人

此分兄定右衛門難渋ニ付龜左衛門江銀子借用相願候得共、承知無之無拋文左衛門名前を以借用実者定右衛門江口入之由、然所定右衛門者勿論文左衛門儀勝手向至而難渋ニ付、当時速ニ返弁六ヶ敷旨歎出候

「人別申口書附」(熊谷家文書)

とあり、「久左衛門事文左衛門」と定右衛門は兄弟の間柄で、定右衛門のために借用していることがわかる。この借用についても経営難のため速やかな返済は難しい旨申し出があった。

このように、広瀬藩領への貸付銀・銭の回収はかなり難航したようである。何れにしても富久屋が大名貸とともに領域を超えて広瀬藩領の村々へ貸付業務を手広く実施していたことは確かである。

おわりに

以上、富屋及び富久屋の金融経営の一端を垣間見たが、松江藩、広瀬藩への貸付とともに、松江藩の有力鉄師や広瀬藩領村々の人々への貸付を実施していたことがわかった。

しかし、藩領域を越えての貸付は元利銀・銭の回収が難しかったようである。この回収率の低下が経営難を招いていく原因の一つに考えられる。

今ひとつ問題となるのは、富屋、富久屋が金融業を営む背景にある資本力である。資本力について、松尾登氏は、増屋及び富屋の両梶谷家が鍛冶屋を名乗っていたことから鉄山経営による資本の蓄積を推測されている<sup>1)</sup>。また、『出雲市誌』では、大森代官所から貸し付けら



れた「石州銀山御救銀」の流用が、金融資本の源泉と指摘している<sup>〔18〕</sup>。

前者の松尾氏の鉄山経営説については、未だ検証できず今後の課題とせざるをえない。後者の大森代官所拝借銀説についても現時点で論証することはできない。しかし、富屋・富久屋と大森代官所拝借銀との関わりは想定できる。前述の田儀櫻井家への返済要求について、その返済銀をもって大森代官所からの凶年手当て貸付利銀上納にあてようとする点、文化三年における富久屋の経営難の背景に「石州御役所拝借銀夥敷相嵩、返上納手段無之<sup>〔19〕</sup>」点があり、自家による貸付銀の回収をもって大森代官所への返済にあてようとしている。これらのことから、富屋・富久屋は少なくとも大森代官所の拝借銀を利用しており、拝借銀について金融業による返済を模索していることはいえるであろう。

註

- (1) 石見地方未刊行資料研究会編『角郡経石見八重葎 ―つぬさはういわみやえむぐら』、一九九九年。
- (2) 松尾登「志学富屋とその一族」(『郷土石見』第三〇号、七三―八八頁、一九九二年)。
- (3) 松尾氏前掲註(2) 論文。
- (4) 山口宏氏所蔵。
- (5) 江面龍雄「石見銀山付御料の年貢体制と農村構造の推移―天明期の波積組一件を指標として―」(『日本海地域史研究』第九輯、二八五―三四四頁、一九八九年)。
- (6) 『出雲市誌』(出雲市役所、五五二―五五七頁、一九五一年)。

(7) 「年々見合帳」(田儀櫻井家文書) 所収。「年々見合帳」は、近日中に翻刻される予定である。

(8) 拙稿「田儀櫻井家の沿革」(『田儀櫻井家 田儀櫻井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書』、島根県多伎町教育委員会、一九一―三八頁、二〇〇四年)。

(9) 田儀櫻井家文書。

(10) 拙稿前掲註(8) 論文。

(11) 「乍恐奉願御事」(「年々見合帳」、田儀櫻井家文書)。

(12) 「乍恐奉願御事」(「年々見合帳」、田儀櫻井家文書)。

(13) 櫻井家文書。

(14) 「年々見合帳」(田儀櫻井家文書) 所収。

(15) 熊谷家文書。

(16) 家嶋傳吉は、広瀬藩領布部村を本拠地にした鉄師であり、金融業を生業とする富久屋との関わりがあることは興味深い。

(17) 松尾氏前掲註(2) 論文。

(18) 『出雲市誌』前掲註(6)。なお、石見銀山の拝借銀制度については、江面龍雄「石見銀山と周辺農村」(地方史研究協議会編『山陰―地域の歴史的性格』、雄山閣、二二―二四七頁、一九七九年)、藤原雄高「石見国大森代官所の貸付政策」(『島根史学会会報』第四三・四四号、一七―二九頁、二〇〇六年)などを参照されたい。

(19) 「乍恐以書付奉愁訴候」(史料五)、熊谷家文書。

【史料】

(史料一)

文化九申四月

石州志学富屋吉三郎方差出候願書写シ

乍恐以書付奉御愁訴候御事

前沢藤十郎御代官所

石州安濃郡志学村

吉右衛門悴吉三郎煩代

訴訟人 小兵衛

貸借滞御願

當御領分

神門郡奥田儀村幸左衛門跡

傳十郎當時

相手方 小太郎

同上橋波鉦

宗八

同郡佐津目村

受人 三郎右衛門

同郡奥田儀村

年寄 要右衛門

同 同

庄屋 徳右衛門

右訴訟人吉三郎奉申上候、去ル三拾一年以前天明式寅閏六月勘定詰銀高式拾五貫弍百四拾三匁四分辻私祖父彦左衛門方前書相手方幸左衛門江調達銀座座候處、広瀬様御領分飯石郡殿敷庄右衛門与申者を以色々相断候二付、同年方来ル申込七ヶ年賦割込ミニ、壹ヶ年銀三貫六百六匁弍分宛返済候約束ニ而最初寅卯式ヶ年分并辰年分之内式貫三拾目相渡、其後之分ハ指滞候二付段々催促仕候處、其節相断候者、右銀此表返済候而者稼方必至差詰候身元縁々江被見積候而者諸向請引候品々江竈鉄山相統難相成候間此段致勘弁、今少シ取統候迄之間相断候二付見合罷在、則天明八申十一月断證文御座候、前面申上候通之間按ニ御座候二付、天明四辰十二月急拂差支之趣申之類来候二付、翌巳六月限二別段銀五貫目致調達候處、是又一円返済不仕甚以難儀迷惑仕候、誠ニ前銀貸渡候節者他之調達も請引仕候處、此節ニ而者身上向至而不如意罷成取統難相成難儀ニ落入候江共、此儀者家内暮方之儀ニ而致方之儀無之処、大森御役所凶年手當テ御貸附利銀漏七拾貫目余奉願置候分有之、去年中身上相尋候二付而右銀上納可致旨被仰渡殿敷御催促有之奉恐入候得共、何分公納引当テ無之、雲州奥田儀村小太郎江貸渡銀多分有之ニ付御添翰被成下候ハ、松江様御役所へ相願、右銀受取御上納可仕旨申上、夫迄日延奉歎候處、御聞濟有之誠ニ身分ニ取極難之儀御座候故種々懸合催促仕、是方内被断置候次第逸々及請合候處、別而恩借之儀其預如在無之何連レニも実意を以訳立可申候間、今暫見合呉候様申之候二付、猶又加判方へ懸合候得共、是迄訳立不申貴殿挨拶而巳ニ而一向際限無御座候二付無據御愁訴罷出申上候、何共奉恐入候御願事ニ御座候得共、則取置候證文写シ三通並ニ勘定目録奉備御上讒候

間前段御賢察被下置、何卒格別之御慈悲を以右一件名前一同御召出被  
為下銀子返濟仕具候様被仰付被下置度偏ニ奉願上候、依之乍恐以書付  
御願申上候、以上

前沢藤十郎御代官所

石州安濃郡志学村

吉右衛門悻吉三郎煩代

小兵衛 判

申四月

松平出羽守様

御役所

「神門郡宮本屋石州懸合一件請書附入 鉄師頭取可部屋勘左衛門」

(櫻井家文書)

(史料二)

申四月  
石州富屋吉右衛門方借用銀證文并手紙写  
奥田儀  
小太郎

(一) 覚

一丁銀貳拾五貫貳百四拾三匁四分

借用

右拾五貫目之分天明二方申込

但 七年之間利分年中老割半

済し崩シニノ

内

三貫六百六匁式分 「寅十一月廿日切

此分済

三貫六百六匁式分 「卯十一月廿日切

此分済

三貫六百六匁式分 「辰十一月廿日切

此分別錢證文入

三貫六百六匁式分 「巳十一月廿日切

三貫六百六匁式分 「午十一月廿日切

三貫六百六匁式分 「未十一月廿日切

三貫六百六匁式分 「申十一月廿日切

右元銀拾五貫目之元利当月切りニ返濟仕約束ニ御座候処、銀子差支返  
濟仕候へ者商賣之障ニ相成申候ニ付長谷殿敷庄右衛門殿を以色々断申  
候へ者、年中老割半利を付割込ニノ当寅方申込七ヶ年之間一ヶ年ニ  
書面之銀子三貫六百六匁式分ツ、毎年十一月廿日切無滞急度返濟可仕  
候、若年数之内老ヶ年ニ而も相滞申候ハ、請人佐津目村松ヶ原三郎  
右衛門方切日限少しも無不足急度弃済可仕候段之御了簡を以御取被下  
御恩借之儀ニ御座候得者、假令如何様之新規御新法被仰入候而茂是ニ  
付少しも相違申間敷候、為後日請人證人を立一札相渡し申込仍如件

奥田儀村

天明貳年 可部屋

寅六月 幸左衛門

上橋波鈿手代

惣八

佐津目村

松ヶ原

三郎右衛門

請人

奥田儀村

年寄要右衛門

證人

庄屋徳右衛門

石州志学町

富屋彦左衛門殿

(二) 借用申銀子之事

丁銀五貫目 但辰十二月元来已

六月切利分月一步半

右者無據拂方差支貴殿へ御断申入書面之銀子儘借用仕處実正也、此銀御返済之儀ハ来已六月切月老步五朱之加利足元利少しも無滞急度御返済可仕候、切日銀元利少しニ而も不足仕候ハ、如何様共御催促可被成候、大切成拂方借用仕候得者、假令如何様不慮新儀出来仕候而も此表少しも相違申間鋪候、為後日一札相渡し申所如件

銀借り人雲州奥田儀村

天明四年 可部屋幸左衛門

辰十二月

證人

手代宗八

富屋彦左衛門殿

(三) 借用申銀子之事

辰十二月元来

丁銀三貫六百六匁式分 但三月切利分

月老步半

右者無據拂方差支貴殿へ御断申入書面之銀子儘ニ借用仕候所実正也、此銀子御返済之儀ハ来已三月切月老步五朱加利足元利少しも無滞急度御返済可仕候、切日限元利少しニ而も不足仕候ハ、如何様共御催促可被成候、大切成拂方借用仕候得ハ假令如何様之不慮新儀出来仕候而茂此表少しも相違申間鋪候、為後日一札相渡し申所如件

借り人雲州奥田儀村

天明四年 可部屋幸左衛門

辰十二月

證人

手代宗八

富屋彦左衛門殿

銀ノ式拾三貫三拾匁

内

式貫目

天明八年申十一月相渡ス

(四) 右式貫目相渡候節吉右衛門方遣し候書状之写し左之通

一筆致啓上候、弥御堅固ニ可被成御座与珍重奉存候、然者幸左衛門殿代ニ取替申年賦銀不足之内銀式貫目請取残り不足御相續不相成旨御断

御申被遣相心得申候、御相続被成迄ハ見合可申候間左様御心得可被成候、其節相談可仕候、以上

申

十二月

富屋

吉右衛門

石州志学村

富屋吉右衛門殿

「神門郡宮本屋石州懸合一件請書附入 鉄師頭取可部屋勘左衛門」

(櫻井家文書)

可部屋

傳十様

御手代

宗八様

御手代

利兵衛様

(五) 添證文之事

一本證文年賦銀子返済残り拾六貫壹匁約束通返済仕筈ニ御座候得共、不身上ニ相成只今返済仕候手当テ無御座候へ色々断申相続仕候迄御見合被下奉存候、相続仕候ハ、急度御返済可仕候、ケ様御了簡を以御見合被下候へ者、少も相違申間敷候、為後日證人ヲ立一札相渡申所仍如件

本人雲州奥田儀村

天明八年

可部屋

申十二月

傳十

證人

山口村

證人

清兵衛

證人

可部屋

利兵衛

(史料三)

文化九申四月

石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江貸銀元利銀目録

覚

辰三月也

一銀壹貫六百六匁式分

此利六貫五百八拾五匁四分式厘

但天明四辰年三月方申三月迄三百貳拾八ヶ月分利足

元利ノ八貫百九拾壹匁六分式厘

巳三月也

一銀三貫六百六匁式分

此利拾四貫貳百四拾四匁四分九厘

但三百拾六ヶ月分利足

ノ拾七貫八百五拾匁六分九厘也

午三月也

一銀三貫六百六匁式分

此利拾三貫七百三匁五分六厘

但三百四ヶ月分利足

〆拾七貫三百九匁七分六厘

未三月也

一銀三貫六百六匁式分

此利拾三貫百六拾式匁六分三分

但式百九拾式ヶ月分利足

〆拾六貫七百六拾八匁八分三分

申三月也

一銀三貫六百六匁式分

此利拾式貫六百式拾壹匁七分

但式百八拾ヶ月分利足

〆拾六貫式百式拾七匁九分

元利〆七拾六貫三百四拾八匁八分

辰三月也

一銀五貫目

此利式拾四貫六百目

但三百式拾八ヶ月分利足

〆壹ヶ月壹歩半ニ〆

〆式拾九貫六百匁

惣合百五貫九百四拾八匁八分

右ハ雲州神門郡奥田儀村可部屋幸左衛門江貸渡候銀子元利書面之通ニ御座候、以上

石州安濃郡志学村

吉三郎煩代

小兵衛判

申四月

松平出羽守様

御役所

「神門郡宮本屋石州懸合一件請書附入 鉄師頭取可部屋勘左衛門」

(櫻井家文書)

(史料四)

文化九申四月

石州志学村富屋吉三郎方可部屋小太郎江古借懸合返答書

石州安濃郡志学村富屋彦左衛門ハ私家伍代以前幸左衛門江借請候銀子差滞居候ニ付、此度彦左衛門孫吉三郎煩代小兵衛与申者大森表御添翰持参御上様江願書差出銀子拂方仕候様被為仰付被下度旨御願申上候ニ付、私共ニ請判方佐津目村三郎右衛門御呼出被仰付訴訟人小兵衛方願出候趣相違無之候ハ、返濟若不足訳合有之候ハ、有懸申上候様被仰渡奉畏則左ニ申上候

一三拾壹年以前天明式寅六月勘定詰銀式拾五貫式百四拾三匁四分彦左衛門方幸左衛門江借用銀有之飯石郡広瀬御領殿敷庄右衛門相頼寅方申迄七ヶ年賦割込ニ〆壹ヶ年ニ銀三貫六百六匁式分宛寅卯式ヶ年分相渡辰年分の内へ銀式貫三拾目相渡残不足有之候處、吉三郎不如意

二罷成公物上納銀手合不相成趣二付追々催促仕候得共、貧敷返答二而無際限杯之 訳委細ニ御願申出候、然處六代跡甚三郎より引続幸左衛門同人俾傳十其後六郎兵衛、祖左衛門私迄之間凡四拾年余り二相成候二付委敷儀者相分り不申上候得共、右長<sup>御</sup>面見合申上候得者、甚三郎代四拾老年以前明和九辰三月方年々銀子借用仕、既ニ安永六酉年迄二元利式百貫目余拂込、夫方五代已前幸左衛門代ニも追々引請差引詰拾五貫目相殘候分三拾老年已前天明式寅年飯石郡広瀬御領殿敷庄右衛門相頼候處、同人取扱を以右拾五貫目二年中老割半之利<sup>付</sup>割込ニノ老ケ年分三貫六百六匁式分宛七ヶ歳賦ニノ拂方仕候様之議定ニ致呉、寅卯式年之分ハ拂方仕候處、辰年分者手合不相成ニ付相断、已三月切證文入置申上候、然處卯年凶年其上鉄銃直段格別下直へ相成等之身上上行詰り必至難渋罷在候、夫式拾八年以前已七月幸左衛門病死仕、其跡取調御座候處、公物百貫目余引負無 據及潰諸家督御取上ケニ相成、家名断絶仕、其外他借銀式百五拾貫目余引負候分不殘惣方共ニ損分懸候程之儀ニ而家業退轉仕、古代方召抱居候鈿宗門付三百余人之者共路頭ニ相立候様罷成、其上山中筋ニ鉄山無之而者小百姓共作間之持無之難渋仕候趣村々方御愁訴申出候ニ付、格別之御恵を以鈿鍛冶屋共上御仕入ニ而吹方被仰付傳十儀漸々手代并ニ被召遣候儀者吉右衛門方ニも悉承知罷在候得共、三郎右衛門請判之筋有之ニ付、天明八申年吉右衛門江懸合候者、纔拾年斗之間ニ利銀等茂凡四五拾貫目斗も拂出、其上銀拾五貫目立分茂全素銀借請候物へも無之年々差引詰追送り、猶又元銀ニ而年賦ニ致呉候物ニも無御座、年中老割五朱之利足銀拾貫目余之口盛込ミ、元利式拾五貫式百四拾三匁四分を七年賦ニ致呉候儀、此等之趣相歎候処、吉右

衛門方成程堅入割茂有之儀ニ候得者、今銀式貫目茂拂込ミ候ハ、可部屋相続之節迄見合可申与被申候ニ付、誠に二傳十手前必至極難之央方一衣を代呂替其余之處ハ親類共江相歎種々心配仕、右式貫目相調外銀主方之手前茂不相濟ニ付、三郎右衛門方弁候分ニノ拂方仕候ニ付、可部屋相続仕候迄幾年も見合呉候段申越候、依之地下出入置候年賦證文於請合消判致度段懸合候處、吉右衛門方申候ハ、それ二者及不申何卜證人相除キ添證文入置可被申、左候得ハ、請判之儀者不申及ニ本人相続迄者見合可申段證致ニも相成候書状ニ而も遣置可申与被申、則添證文相渡吉右衛門書状受取置申候

一 四代以前傳十方引続六分令弘祖左衛門私迄式拾八年以來御仕入鈿ニ相成、都而手代並ニ而相勤罷在候得者、何を以古借之拂方可仕手段茂無御座央公物上納之引當テニ被願出候段迷惑至極ニ奉存候、前件ニ申上候通相続仕候も相待呉候儀定ニ無之而ハ余程年数相立、時ニ傳十方私迄四代ニ相成候處、差経置可申道理ハ無之儀与奉存候誠以當時私身分之儀者格別之御恵ミを以御召遣被下置廣大成奉裁御慈悲を候得共、いまた相続之場も至り不申上候處、訴訟人小兵衛儀先頃御添翰を以願出候段一通り立寄及通達ニ候のミニ而以前之約束通を違ひ不斗此度御訴訟申出御上様之御苦勞ニ罷成候段重々奉恐入候一 訴訟人小兵衛申出二者天明四辰暮極難之央へ素銀五貫目取替呉候与申出候處、右様ニ而者無御座三元来安永九年子八月銀子百貫目借用仕、子方辰迄五ヶ年之間年々利拂仕、辰老月取ニノ新證文二切替置申候分相滞居候申上候、且先年吉右衛門方取置候書状写シ并ニ是迄入置候證文扣年々取置仕候勘定目錄取殘差出申上候

右者私家五代以前幸左衛門代石州安濃郡志学村富屋彦左衛門方借用銀

追々差引残相滞候二付、右彦左衛門孫吉三郎代小兵衛方御訴訟申出候  
二付御手詰被為仰付有懸之趣前書之通二御座候、尤志学村富屋者私家  
数代弥切二仕、年来貸借取懸り仕候儀二御座候二付、先年難渋之節も  
実意を以家業相続仕候迄見合候儀定二而全恩借之筋相違無御座候得  
者、無是迄茂筋道相立可申与奉存候得共、委細前書二申上候通先年及  
潰二候節、所持家財不殘公物之方へ御取上ケ被遊、其後鈔之儀者上御  
仕入二相成私儀者手代并二而相勤候身分何を以勘定之筋相立可申手段  
無御座候、御上様御苦勞二罷成候段重々奉恐入候得共、乍此上何卒御  
慈悲を以家業相続仕候迄拂方之儀見合候様被為仰付被下候様幾重二  
も宜敷御願被仰上可被下候、以上

奥田儀村

小太郎

申四月

鉄師頭取

可部屋

勘左衛門殿

右石州安濃郡志学村吉右衛門方奥田儀村可部屋幸左衛門借銀有之由二  
而此度吉右衛門忩吉三郎名代小兵衛方大森表御添翰を以御上様江願出  
差出候二付小太郎并二受人佐津目村三郎右衛門両人之者御手詰被為仰  
付、則前書之通申出候二付取次差上申候、右小太郎儀者傳十方引続田  
畑山林諸家督御取上二相成以令上御仕入鈔二相成二居申上候得者、何  
受勘定為仕候手段茂無御座候間、何卒御慈悲を以小太郎儀家業相続仕  
候迄見合候様被為仰付被下置候様奉仰願候、以上

鉄師頭取

可部屋

勘左衛門

四月

三成伴六様

石倉傳藏様

「神門郡宮本屋石州懸合一件請書附入 鉄師頭取可部屋勘左衛門」

(櫻井家文書)

(史料五)

乍恐以書付奉愁訴候

上野四良三郎御支配所石州安濃郡志学村龜左衛門奉愁訴候、私儀近来  
身上不如意二罷成、石州御役所拝借銀夥數相嵩、返上納手段無之候二  
付御願申上候処、格別之思召を以、御陣屋元重立候もの共江取しらべ  
被仰付石州御料内村々貸銀之分ハ、此度不殘濟方被仰付、右銀并二家  
財等売立返上納二指上、何卒ケ成二茂妻子渡世相成候様致呉度取しら  
べ人之もの共へ色々心配仕候得共、何分御上納丈二茂引足り不申仕合  
難儀仕候、然ル処御領内村々別紙名前之向々江追々貸銀有之候二付、  
度々催促仕候得共、一向訳立不申畢竟御隣国二罷在別而御厚恩奉請候、  
私右躰之御願申上候段、甚以恐入候得共、前書二申上候通、必至  
手詰二罷成無扨奉願上候、即取置候證文写并二小前人別帳差上候間、  
前段極難之始末乍恐御賢察被下置、格別之御憐憫を以向々江厚ク御理  
解被為仰聞、早速返銀仕候様御下知偏二御願上候、尚委細之儀者口上  
を以可奉申上候、以上

上野四良三郎御代官所



寅八月

石州安濃郡志学村

龜左衛門

松平大内蔵輔様

御役所

前書之通広瀬御役場江御願申上度、尚又同所錢方御役所と申江預銀御座候間、是又御嘆申上度奉存候依何卒以御慈悲御添翰被下置候様偏二奉願上候、以上

志学村

寅八月

龜左衛門(印)

大森

御役所

「安濃郡志学村龜左衛門方広瀬領雲州村々江貸銀一件添状願」

(熊谷家文書)

(史料六)

雲州廣瀬領貸方證文写

寅

三月

安濃郡志学村

龜左衛門

(一) 借用申銀子之事

丁銀三貫目也

(付紙) 「当時勘定詰銀ニして七貫六百四拾九匁式歩六厘

但利足年壹割五朱」

右者御公納指支貴殿江色々相断申書面之銀三貫目借用仕候而、御公納方相濟申所実正明也、此銀返済之儀者當子方八ヶ年目未暮元銀ヲ以無間違返弁可仕候、大切成御公納方ニ用仕候得者、縦如何様之不慮新儀致出来候共、此限におゐて毛頭相違申間鋪候、為後年用證文一札相渡申所依而如件、

銀借用人雲州廣瀬御領

能義郡布部村

寛政四年

家嶋傳吉判

子十二月

同同郡東比田村

岩佐屋忠左衛門判

同同松江御領同郡安来町

赤崎屋嘉平次判

石州銀山御料志学村

富屋吉左衛門殿

富久屋龜左衛門殿

(二) 預申銀子之事

銀三貫六百目也

右者鶉飼六郎右衛門、同源之進借用之為引當慥預申所相違無之候、然上者来年年方未年迄十四ヶ年之間一ヶ年銀六百六拾六匁六厘六毛宛相渡、来申年二者銀式貫百六拾六匁六厘六毛相渡可申候、為後證

依如件

寛政九年

錢預方元ノ

已十二月

吉野福右衛門判

錢預方奉行

細野官市判

石州安濃郡志学村

龜左衛門殿

前書之通相違無之候、年々議定之通相渡可申候、以上

已十二月

吉川梁左衛門判

志学村

龜左衛門殿

(三) 借用申銀子之事

一丁銀百目定

此利付老步半

(付紙) 「当時勘定詰銀高五百四匁五分 但利足月老割五朱」

右者當子御年貢方指支申二付、貴殿江色々御断申書面之銀子慥ニ借用申所實正也、此銀弁之儀者来丑十月廿日限少茂無滯急度返弁可仕候、万一切日限二少ニ而茂相滯申候ハ、請人裏右衛門方地所其外有物引請致拂立ニ貴殿江正銀を以切日限通無相違返弁可仕候、為後日請取人を立一札依如件

寛政四年子十二月

借人雲州飯石郡角井村

貞右衛門判

同請取人志学村

裏右衛門判

志学村

龜左衛門殿

(四) 覺

(付紙) 「当時勘定詰銀高貳百三拾五匁三步八厘

但利足年中老割五朱」

一米三表

久左衛門

右之通慥ニ願置申候、以上

寛政八

雲州飯石郡

辰十二月

角井村御藏方

定右衛門判

志学村

龜左衛門殿

右者私貸方証文写前書之通相違無御座候、以上

文化三年寅三月

志学村

龜左衛門(印)

大森

御役所

「安濃郡志学村龜左衛門方広瀬領雲州村々江貸銀一件添状願」

(熊谷家文書)